

平成 18 年度以降の法令外国語訳推進について
(最終報告に向けたたたき台)

1 翻訳推進の在り方

(1) 翻訳整備計画の策定とその実施

政府が策定すべき翻訳整備計画(「法令外国語訳・実施推進検討会議の中間報告を受けて」〔平成17年9月30日法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議決定〕参照)については、別添1のような内容とすべきである。

別添1は暫定版であり、今後、下記「翻訳整備計画策定等の指針」に基づき、早急に調整を行う。

関係各府省は、「翻訳整備計画策定等の指針」(平成17年12月27日)2の記載に従い、上記計画どおりに翻訳整備の推進を図るべきである。

政府は、平成18年度以降も、連絡会議を定期的に行い、翻訳整備状況に関するフォローアップを行って、その結果を対外的に公表すべきである。連絡会議においては、フォローアップの結果や外部の意見・要望等を踏まえ、必要に応じて翻訳整備計画の内容を見直すべきである。

連絡会議は、政府による翻訳整備に関し、有識者や利用者など外部の意見・要望を的確に参照・反映できる仕組みを設けるべきである。

具体的にどのような仕組みが考えられるか。

(2) 翻訳整備計画期間後の政府の取組

政府は、翻訳整備計画期間後においても、法改正・新規立法等に関し、基盤整備の観点から必要な対応を行うものとするべきである。

具体的には、翻訳整備計画に基づき翻訳ルールに準拠して翻訳された法令が改正された場合には、政府のイニシアティブにおいて改正に対応する翻訳を速やかに整備することを基本とし(全面改正のような場合には、次の新規の立法に準じて考えれば足りる。)、新規の立法がなされた場合は、利用者のニーズ、民間における翻訳の実施状況等をも踏まえつつ、「翻訳整備計画策定等の指針」(平成17年12月27日)1記載の考え方に従い、政府として必要な範囲で対応を行うものとするべきである。また、翻訳整備計画の対象とならなかった既存の法令についても、上記指針の考え方に従い、政府として対応を行うことを検討すべきである。

政府による翻訳整備は、引き続き、各法令の所管府省の責任において行われるべきであるが、連絡会議の枠組みにおいて、上記の基準・指針に従って翻訳対象法令を決定し、フォローアップを行うなどし、各府省の取組の統一性確保を図るべきである。

(3) 統一的で質の高い翻訳を確保するための方策

各法令所管府省が外部に翻訳を委託する場合には、入札条件等について別添2のガイドラインによることとし、各府省による翻訳の質の確保を図るべきである。

各法令所管府省が整備した翻訳については、有識者や利用者など外部の意見を的確に参照・反映できる仕組みを整備することにより、事後的にも翻訳の統一性や質について一定の水準を確保できるようにすべきである。

例えば、ホームページ上に意見箱を設置してこれに寄せられた意見等を有識者に諮る仕組みを設けることなどが考えられる。他にどのような仕組みが考えられるか。

各法令所管府省においては、専門知識を有する退職職員の活用を含め、効率的に翻訳の質の確保を図りうる体制の整備を検討すべきである。

2 翻訳ルールの充実・改訂

統一的な翻訳が継続的に行われるようにするとともに、翻訳の質の向上を図るため、翻訳ルール（翻訳の基本スタンス及び標準対訳辞書）については、平成18年度以降、政府の関与の下、有識者、利用者など外部の意見を参照・反映しつつ、継続的に充実・改訂の作業を行うべきである。

当面、司法制度改革推進室において、翻訳ルールを公表して広く外部の意見を聞くとともに、有識者からなる検討体制を設け、関係各府省の協力のもと、具体的作業（新規項目の追加、既存項目の見直し等）を行うべきである。

継続的体制（後記4参照）の立ち上げ後は、当該体制において、引き続き上記の作業を行うものとすべきである。

3 機能的なホームページの設置・維持

翻訳ルールに準拠した翻訳への一元的なアクセスを確保するため、政府の関与の下、機能的なホームページを設置・維持すべきである。

平成18年度初め、司法制度改革推進室において、暫定的なホームページを立ち

上げ、翻訳ルールに準拠した翻訳のデータ等の一元的な情報提供を無償で開始すべきである。

継続的体制（後記4参照）の決定後、必要な体制整備を図った上、当該体制において、速やかに本格的なホームページを立ち上げるべきである。本格的なホームページについては、十分な検索機能や参照機能等、利用者の立場に立った使いやすい機能を備える必要があり、少なくとも、別添3のような仕様を有するものとするべきである。

上記の継続的体制による情報提供の在り方（有償化するかどうかを含む。）については、利用者の便宜にも十分配慮しつつ、決定されるべきである。

関係各府省は、本格的ホームページの設置・維持等について緊密に連携協力すべきである。ホームページの運営主体に対する対訳データの提供等については、上記の継続的体制の決定までに、連絡会議において、必要なルールを定めるべきである。

4 継続的体制の立ち上げ

翻訳ルールの充実・改訂や機能的なホームページの設置・維持については、基盤整備の一環として、政府の継続的関与が必要であるから（前記2,3参照）、これらの業務を行う体制については、独立行政法人等又は政府内部に設けることとし、具体的な受け皿について更に検討すべきである。

継続的体制については、遅くとも、翻訳整備計画期間後の平成21年度初めには本格的業務を開始できるよう、連絡会議において、早急に具体的な受け皿に関する検討を進め、遅くとも、平成18年度中には結論を得るものとするべきである。

翻訳整備計画(案)(暫定版)

	翻訳予定年度
内閣官房	
知的財産基本法	18年度
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	19年度
内閣府	
公益通報者保護法	18年度
食品安全基本法	18～20年度
公正取引委員会	
下請代金支払遅延等防止法	18年度
不公正な取引方法	18年度
不当景品類及び不当表示防止法	18年度
企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針	19年度
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規程による認可の申請、報告及び届出等に関する規則	19年度
大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法	19年度
企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針	20年度
防衛庁	
自衛隊員倫理法	19年度
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律	20年度
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律	18～19年度
金融庁	
証券取引法	19年度
総務省	
行政機関が行う政策の評価に関する法律	18年度
行政相談委員法	18年度
統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件	18年度
特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律	18年度
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	18年度
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律	18年度
日本電信電話株式会社等に関する法律	18年度
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	19年度
国家公務員倫理法	19年度
行政不服審査法	20年度
国家行政組織法	18～20年度
電気通信事業法	18～20年度
電波法	18～20年度
統計法	18～20年度
統計報告調整法	18～20年度
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電気通信事業法等の特例に関する法律	18～20年度
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律	18～20年度
放送法	18～20年度
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律	19～20年度
地方自治法	19～20年度
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	19～20年度

法務省	
恩赦法	18年度
恩赦法施行規則	18年度
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	18年度
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則	18年度
会社法(第1編～第4編)	18年度
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律	18年度
刑事訴訟法(第1編)	18年度
国際受刑者移送法	18年度
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	18年度
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則	18年度
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令	18年度
児童買春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	18年度
出入国管理及び難民認定法	18年度
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	18年度
知的財産高等裁判所設置法	18年度
保護司法	18年度
民法(第2編,第3編第2章～第5章,第4編,第5編)	18年度
外国人登録法	19年度
会社法(第5編～)	19年度
刑事訴訟法(第2編)	19年度
更生保護事業法	19年度
国際捜査共助等に関する法律	19年度
裁判所法	19年度
裁判の迅速化に関する法律	19年度
出入国管理及び難民認定法施行規則	19年度
破産法	19年度
民事再生法	19年度
民事執行法	19年度
民事訴訟法	19年度
会社更生法	20年度
行政事件訴訟法	20年度
刑事訴訟法(第3編～)	20年度
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律	20年度
債権管理回収業に関する特別措置法	20年度
債権管理回収業に関する特別措置法施行令	20年度
債権管理回収業に関する特別措置法施行規則	20年度
執行猶予者保護観察法	20年度
出資の受入れ,預り金及び金利等の取締りに関する法律	20年度
商業登記法	20年度
信託法案	20年度
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	20年度
逃亡犯罪人引渡法	20年度
犯罪予防者更生法	20年度
不動産登記法	20年度
弁護士法	20年度
法例	20年度
民事保全法	20年度
財務省	
日本の税法についての網羅的かつ詳細な解説書(Comprehensive handbook of Japanese Taxes)	18～19年度
地震保険に関する法律	19～20年度
税法	19～20年度
日本銀行法	19～20年度

文部科学省	
ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律	18年度
文化財の不法輸出入等の規制等に関する法律	18年度
技術士法	19年度
原子力損害の賠償に関する法律	19年度
学校教育法	20年度
大学設置基準	20年度
厚生労働省	
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	18年度
個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律	18年度
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	18年度
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	18年度
労働安全衛生法	18年度
労働組合法	18年度
外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律	19年度
介護保険法	19年度
会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	19年度
検疫法	19年度
厚生年金保険法	19年度
雇用保険法	19年度
児童福祉法	19年度
職業安定法	19年度
職業安定法施行規則	19年度
障害者自立支援法	19年度
労働基準法施行規則	19年度
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律	19年度
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律施行規則	19年度
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律施行令	19年度
健康保険法	20年度
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	20年度
社会福祉士及び介護福祉士法	20年度
社会福祉法	20年度
障害者の雇用の促進等に関する法律	20年度
職業能力開発促進法	20年度
労働者災害補償保険法	20年度
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	20年度
生活保護法	18～19年度
労働安全衛生規則	19～20年度
農林水産省	
外国人漁業の規制に関する法律	18年度
家畜伝染病予防法	18年度
食料・農業・農村基本法	18年度
森林・林業基本法	18年度
水産基本法	18年度
水産資源保護法	19年度
植物防疫法	19年度
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律	19年度
漁業法	20年度
経済産業省	
意匠法	18年度
エネルギー政策基本法	18年度
エネルギーの使用の合理化に関する法律	18年度

資源の有効な利用の促進に関する法律	18年度
実用新案法	18年度
石油の備蓄の確保等に関する法律	18年度
電気事業法	18年度
電気用品安全法	18年度
電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	18年度
電子署名及び認証業務に関する法律	18年度
投資事業有限責任組合契約に関する法律	18年度
投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令	18年度
特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律	18年度
特定商取引に関する法律	18年度
特定商取引に関する法律施行規則	18年度
特定商取引に関する法律施行令	18年度
有限責任事業組合契約に関する法律	18年度
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	18年度
特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	18～19年度
対内直接投資等に関する政令<主管:財務省>	18～20年度
中小企業等協同組合法	18～20年度
輸出貿易管理令	18～20年度
輸入貿易管理令	18～20年度
外国為替及び外国貿易法	19～20年度
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	19～20年度
ガス事業法	19～20年度
割賦販売法	19～20年度
家庭用品品質表示法	19～20年度
揮発油等の品質の確保等に関する法律	19～20年度
計量法	19～20年度
原子力災害対策特別措置法	19～20年度
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律	19～20年度
工業標準化法	19～20年度
鉱業法	19～20年度
使用済自動車の再資源化等に関する法律	19～20年度
消費生活用製品安全法	19～20年度
商品取引所法	19～20年度
新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法	19～20年度
石油及び可燃性天然ガス資源開発法	19～20年度
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法	19～20年度
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法	19～20年度
日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法	19～20年度
熱供給事業法	19～20年度
国土交通省	
航空・鉄道事故調査委員会設置法	18年度
国土総合開発法(国土形成計画法に改正予定)	18年度
土地基本法	18年度
北海道開発法	18年度
アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(概要)	19～20年度
海難審判法	19～20年度
河川法(概要)	19～20年度
貨物自動車運送事業法	19～20年度
貨物利用運送事業法	19～20年度
気象業務法	19～20年度
建設業法	19～20年度

航空法	19～20年度
港則法	19～20年度
港湾法(概要)	19～20年度
国土利用計画法(概要)	19～20年度
住宅建設計画法(概要)	19～20年度
船舶油濁損害賠償保障法	19～20年度
測量法(概要)	19～20年度
鉄道事業法	19～20年度
道路法(概要)	19～20年度
都市計画法	19～20年度
環境省	
地球温暖化対策の推進に関する法律	18年度
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	18年度
遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	18～20年度
環境基本法	18～20年度
循環型社会形成推進基本法	18～20年度
土壤汚染対策法	18～20年度
人事院	
国家公務員法	18年度
国家公務員倫理法	19年度

法令の並びは、翻訳年度順かつ50音順

法令外国語訳の外部発注に関するガイドライン（案）

1 総論

統一的で質の高い翻訳を確保するため、各府省が所管法令等の外国語訳を外部業者に発注して作成する場合には、本ガイドラインの考え方によるものとする。

2 入札により発注する場合

(1) 訳語等については、政府の翻訳ルールに準拠したものとする。

単なる参考ではなく、準拠することを求める。

(2) 担当部局による校閲やHPに掲載するための整形等の便宜を考慮して、加工可能なファイル形式を指定した上、適宜の媒体で電子データの提出を求めるものとする。

用紙サイズ、フォント、文字サイズ等については、適宜指定する。

(3) 翻訳対象法令等の性質、内容、量、担当部局の体制等も勘案し、翻訳者及び(又は)校閲者について、所定の要件を求める。

要件としては、例えば、日本法に精通していること、対象法令の関係する分野において一定の翻訳実績を有すること、翻訳先言語を母国語とすること、日本及び(又は)翻訳先言語圏において法曹資格又は法学修士を有することなどが考えられる。

翻訳者・校閲者について一定の要件を求める場合には、その審査のため履歴書、職務経歴書、過去の翻訳等、適切な資料の提出を求めることとする。

(4) 翻訳対象法令等の性質、内容、量、担当部局の体制等を勘案し、入札者に対し、担当部局による翻訳能力審査に合格することを要求することを検討する。

翻訳能力審査を実施する場合には、翻訳対象法令の一部等を用いた課題の翻訳を事前に応募希望者に提出させ、その完成度等を審査するものとする。

上記審査に当たっては、あらかじめ、評価項目・基準を定めるなどし、審査の有効性・客観性を担保するよう努めるものとする。

(5) 翻訳作業の実施については、翻訳対象法令の性質、内容、量等を勘案し必要と認められる場合は、翻訳の品質を確保するために必要な工程を行うよう求める。また、発注者による校閲等が適宜適切に行えるような配慮を求める。

工程については、対象法令等の内容が複雑、専門的である、対象法令等の翻訳内容が他の翻訳に影響が大きいなど一定の場合、校閲を二段階以上にするなど工程数を増やす、担当部局との検討会を定期的に行う、翻訳先言語圏の法律に精通した法律学者をアドバイザーとして参加させる、参考資料として関連する他の法令等の翻訳を提供し相互の翻訳の統一性確保を求める等の条件を付加することが考えられる。

発注者による校閲等が適宜適切に行えるような配慮としては、担当部局と十分に打合せを行った上で翻訳作業を行うこと、草稿完成時、納品前後等に担当部局による検査を実施し、必要に応じ修正を求め得ることとすること、翻訳途中段階においても、原稿の電子データの提供を求められるようにすること等を求めることが検討に値する。

3 随意契約により発注する場合

随意契約により発注する場合も、その性質に反しない限り、2記載の各項目に準じ、品質確保のための措置を講ずる。

4 その他

- (1) 外部発注に関して得られた翻訳業者等に関する情報については、適宜、各府省間で共有するよう連携協力を図る。
- (2) 外部発注に際しては、入札条件等についての理解を深めるため、応札希望者に対する説明会を行うなど、事前に必要な説明を行う。
- (3) 本ガイドラインについては、今後の各府省の翻訳実績等を踏まえ、必要な改定を行う。

ホームページの仕様について

- 1 ホームページにおいて提供することが考えられるデータ
 - 基盤整備の一環として政府のイニシアティブで翻訳を整備した法令英訳のデータ
 - の法令英訳のデータに対応する日本語のデータ
 - 翻訳ルール（翻訳の基本スタンス及び標準対訳辞書）
 - 各府省のホームページで公開している， 以外の法令英訳へのリンク
 - 関係団体，民間等が作成している法令の翻訳に関する情報（権利関係の処理ができていないものについては法令英訳のデータ，処理ができていないものについては，法令翻訳の存在の情報として，法令名及び掲載されているホームページのURL等）
 - 関係省庁連絡会議関係のデータ
- 2 ホームページに必要と考えられる機能
 - 検索機能
 - a 法令名を対象としたキーワード検索
 - b 法令本文を対象としたキーワード検索
 - c 法令名の50音順，アルファベット順での検索
 - d 法令の分野別の検索
 - e 標準対訳辞書データ収録の用語についてのキーワード検索
 - メールボックス機能
 - 法令の翻訳に対する意見等を常時受け付ける
 - その他
 - a 法令の英訳データと日本語データを対比して（対照一覧）表示
 - b 各画面において，英語での表記や入力に対応
 - c 法令本文中の用語を選択すると，対応する標準対訳辞書の内容を表示

なお，暫定的ホームページにおいては，上記のうち1 ないし 及び の各データ並びに2 の機能を速やかに備えるものとする。